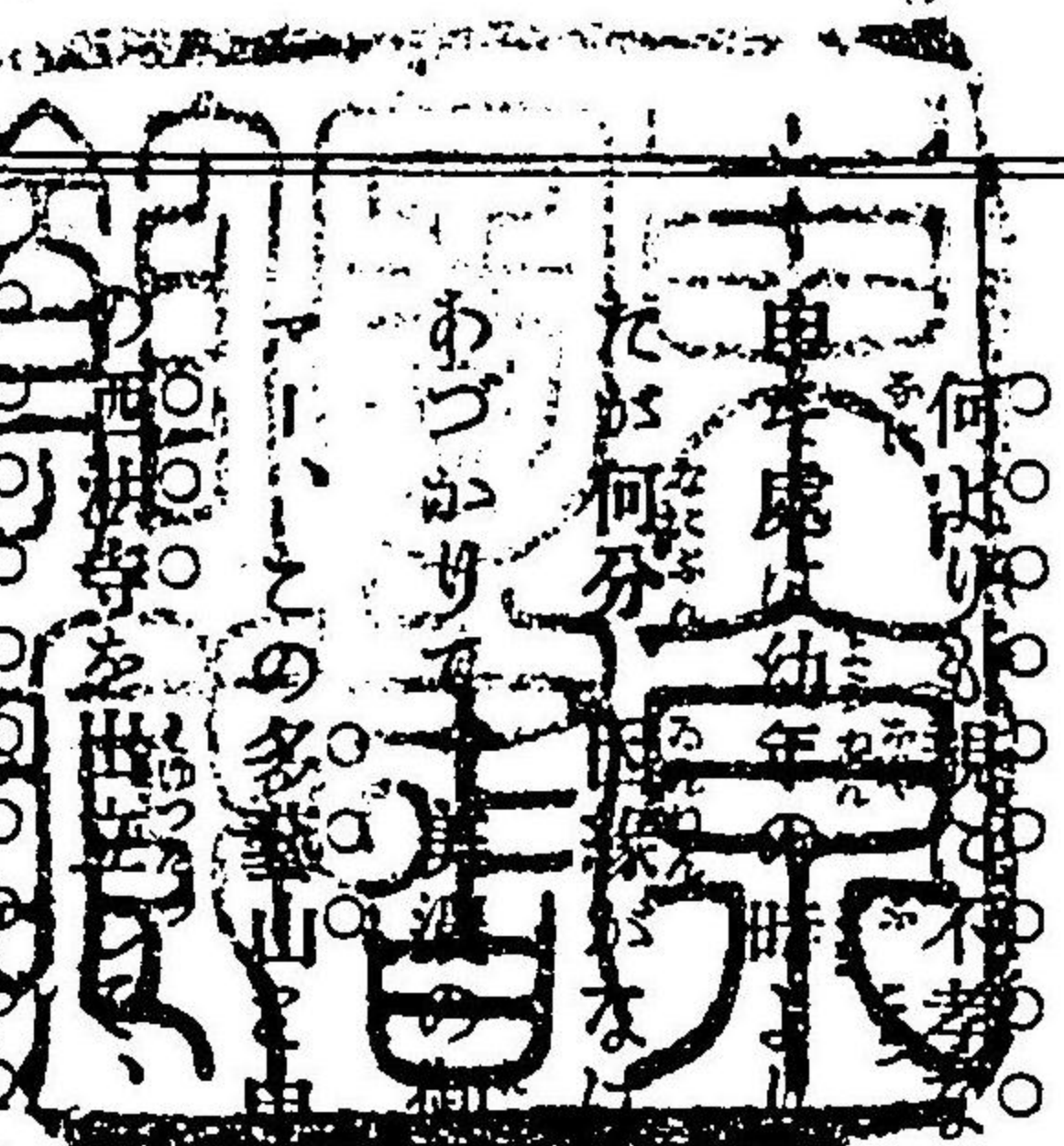


明治廿七年四月十一日美濃養老説教場大演説

六十五翁 蓮 船 管 日 藏 筆



何○は○何○の○不○考○なる○人○は○、
 蓮○如○上○人○第○一○御○嫌○に○て○候○、
 私○は○、
 美○濃○の○養○老○の○遊○と
 申○す○處○は○幼○年○の○時○に○承○り○て○居○り○ま○せ○、
 一○度○は○、
 参○詣○い○た○し○た○ひ○と○思○て○居○り○ま○し
 た○が○何○分○の○見○物○は○出○來○ま○せ○ぬ○、
 此○度○は○、
 五○峯○君○等○の○有○志○の○御○招○に
 わ○づ○か○り○て○寺○を○巡○り○、
 演○説○を○致○さ○と○云○は○、
 あ○り○が○あ○ひ○こ○と○で○あ○り○ま○せ
 ざ○し○、
 一○の○多○藝○山○と○申○さ○は○、
 い○か○なる○名○山○で○あ○り○ま○し○や○ふ○か○、
 私○は○本○月○二○日○、
 栗○原
 の○西○井○寺○を○出○立○し○、
 鷲○の○頭○の○専○明○寺○に○参○り○ま○さ○に○、
 多○藝○山○が○、
 目○の○前○に○み○へ○て○、
 大○衆○の○集○ま○り○は○、
 南○を○以○て○象○頭○と○し○、
 北○を○以○て○象○尾○と○し○て○、
 數○里○に○亘○て○、
 穩○に○立○て○る○狀○は○、
 實○に○何○共○申○さ○れ○ぬ○程○の○名○山○で○あ○り○ま○さ○、
 本○月○四○日○、
 鷲○巢○を○出○立○し○て○、
 多○藝○山○を○巡○り○ま○し○た○、
 初○は○南○よ○り○北○に○向○ひ○、
 次○に○は○北○よ○り○西○に○向○ひ○て○、
 多○藝○山○の○背
 後○に○出○で○、
 牧○田○の○常○法○寺○に○参○り○ま○し○た○が○、
 實○に○多○藝○山○は○、
 美○濃○國○の○大○黒○柱○で○、
 美

濃の國を維持して居る山でありましやう、本月六日、牧田村より南に向て、多良の淨徳寺に参りました、此多良は、養老の瀑の眞うしろに當ると申すことでありませ、此多藝山を多良では、石津山と申しませ、石津郡に亘たるゆへに、石津山と申すとみへませ、又多藝郡に亘るゆへに、多藝山と申すとみへませ、此多藝山のことでは田跡山とも、多度山とも、當耆山とも申すことでありませ、扱本月八日、多良を發足して、初は北に向ひ、それより東に向ひ、又南に向ひて、再び多藝山を巡りて、小倉村の福勝寺に参りました、昨日以來は、私の願事満足して、この養老の瀧に参り、説教場（いんげん）で演説をいたすことでありませ、此度の巡回は、一日も此多藝山を離れぬことでありませ、此多藝山は、養老の瀑を以て、日本にされたことでありませ、此養老は、元正天皇陛下か御行幸なされ、年號を養老となされたで、日本國中にひゞき渡る（いんげん）ことになりませ、實に日本に於ては、天皇陛下の玉の御聲がかゝりませぬは世にはしれぬとでありませ、○此養老と申す名は、親孝行の事より起ることでありませ、此事は十訓抄にも、古今著聞集にも出て居りませ、十訓抄は、建長四年の作

でありませ、眞宗御開山の八十才の時でありませ、古今著聞集は、建長六年の作でありませ、眞宗御開山の八十二歳の時にあたりませ、何でも七百年前後の古書でありませ、此はなしは、實に日本の美談でありませ、親孝行ほど美徳はありませぬ、そこで水戸黄門光國卿の大日本史の二百二十二卷目に、此樵夫の事をあげてありませ

これは、誰でもしりて居ることでありませ、私が美濃の國の養老村の同行に向て、はなまに、及ばぬことなれども、私は、たゞ親孝行のはなしが、したひ、そこで簡短にはなしませ、美濃の國に、貧乏男（いんげん）がありませ、毎日山に入て薪をとりて、それをうりて、錢として、飄箆（いんげん）に酒を買て、父にのませませ、これは誠に（いんげん）かわひらしきとでありませ、薪を取て、酒を買て、父にのませると云ふは、書にかひて見る様（いんげん）にありませ、これが日本の美徳でありませ、朝より夕方まで一日の骨折は、たゞ父母を養ふ斗りでありませ、外國人はこふ云ふ美徳はしりませぬ、○外國人は妻を愛するとはしれども、父母を愛するとはしりませぬ、親を愛するの美徳は、日本の特性

でありませ、○儲、樵夫は、一日、山に薪を取りませに、誤て石にふみませりて、倒れましたが、何か酒の香ひが、鼻に入りませ、樵夫は、之を不思議に思ひ、四方を見廻きに、岩石の間に、泉が涌き出ませ、其色が酒に似てたりませ、試に之を嘗るに、立派な酒でありませ、そこで、之を汲て、父に與へませに、父は大に喜び、毎日之を飲むこととなりませ、此事が、朝廷に聞へまして、靈龜三年九月四日に、元正天皇陛下が、美濃に行幸になりまして、當耆郡の醜泉を御覽なされて、これば全く樵夫の孝行を以て天地神明を感動いたしたものなりと、思食して、泉の名をば養老と名け、年號を養老となされたるでありませ、尙其樵夫を取立て、美濃の守となされたるでありませ、これは今古著聞集の第八卷に依て辨したるでありませ、

然れば、養老と云とは、此當耆郡の親孝行の樵夫より興りませことにて、此孝子が父を養ふ一念より、泉が酒に變したること、みへませ、孟宗が寒中に筍を感下たるも、姜詩が氷の上に鯉を感下たるも、今の樵夫の醜泉を感下たるも、至孝の天地神明を

感ずるとは皆同ト道理でありませ、私は此養老の年號がありがたひ、此樵夫の孝行に依て、年號を改めて、天下に孝行を示せとは、實にありがたひとでありませ、モウ、此孝行をやめにしては、日本は名物はありませぬ、電信も、電氣燈も、電話も鉄道も、便利なることは、みな西洋より起りてありませ、親に孝行、君に忠義なる美徳は、日本の名物にして、西洋にはありませぬ、これは實に滅却してはならぬとでありませ、然に私は分らぬとがありませ、美濃の國に美濃奇觀と申す書が出来ましたが、其中に、此親孝行のとは、續日本記になきとゆへに、従ひがたひとありませ、二には源内と云ふ名は、往古はあるべき名ではなひ、これは元正帝と云ふを誤り聞て、びんじやうなひと作りたのであらうと申しませ、三には、元正帝のときのことをば、雄略帝のときに、したる書ありと、論トてありませ、案するに、これは、畢竟、續日本記にかひてなきゆへに、孝子の事は、虚妄であらふと申す事でありませ、○私は此事を一見せると、は、一、此人は、日本の美徳を取消せ人と思ひました、いかにも、西洋の長ずる處は、瀛車とか、瀛船とか、電信電話とか、中々

感心なとでありませ、然れども、親に孝行、君に忠義と云ふとは、西洋にはありませぬ、これは日本に限る美德でありませ、然に美濃奇観は、之を續日本記になひとて、取消せとみへませ、残念なとでありませ、此親孝行のとを取消しては、日本の美德はなくなりて仕舞ませう、か様な事は、たどひ、口碑に存しても、保存して置たひとでありませ、然に續日本記になひと云ふて、抹殺してしまふと云ふは、日本人に不似合の事でありませ

併し、私は、謠曲が真正ぢやと云ふではありませぬ、養老寺の縁起が真正ぢやと云ふのではありませぬ、たゞ十訓抄、古今著聞集が、反古になることを、残念に思ひませ、たゞ、十訓抄著聞集の、反古になることを、残念に思ふ斗ではありませぬ、たゞ大日本史の水戸黄門光國卿の大日本史が反古になることを、残念に思ひませ、たゞ大日本史の反古になるとを遺憾に思ふ斗ではありませぬ、日本の美德の反古になるとを遺憾に思ひませ、日本に孝行がなくなりては、日本はありませぬ、其証據は、勅語を御覽をされませ、君に忠に、親に孝なるとは、日本固有の美德でありませ、國体の精

華てありませ、之を抹殺してはなりませぬ、

美作の國に院庄と云ふ處がありませ、其處に兒嶋高德が、櫻の木を白く削て、

天勿空勾賤、時非無范家訓一

と、かきましたと云は、歴史の美談でありませ、これは天皇陛下に、忠義を請を精神をあげき出して、認たるものでありませ、然に、近來ある博士が、之を抹殺して取消してしまひました、私は此様なことは、嫌でありませ、たどひ、此事は、口碑でも、この様なるとは、日本の美德でありませ、保存して置きたひとでありませ、況や、歴史の上に、赫々と記るして在るとをば、種々と小言を並べて、兒島高德の忠義を抹殺するとは、どふしたとでありませ、忠孝の事實を、片端しから抹殺して仕舞ひましたらば、日本には忠臣孝子はなくなりませ、

いかに、謠曲や、寺の縁起などには、事實にも、年代にも、相違したとはありませぬ、然し、十訓抄や、著聞集は、反古にはなりませぬ、續日本記もなひゆへに其外の事は、皆うそぢやと申しては、古今の書は、皆虚妄になりませぬ、唯今でも

八
政府より出る官報斗りは、正にして、其外の新聞雜誌は、皆うそぢやと云れませまひ
續日本記のみが正史にして、十訓抄、著聞集は、皆うそぢやと申すとは、萬々云れ
ぬとでありませぬ。

此美濃奇觀と云書は、美濃の人のかひたと申すことでありませれども、私は美濃の人
ではあるまひと思ひませ、美濃の人が、美濃の美德を取消を道理はありませぬ、小
崎利準と云ふ人は、之をあるやんことなき所に、献上いたしたと申すことでありませ
れども、小崎と云ふ人も、美濃の知事をして居りませならば、よもや、之を真正の
事と思ふて、上覽にそなへるとはありませまひ、私は、唯日本の美德の滅亡せんと
を恐れませ、私は楠正成の偽孝子にも、賞典を遣したと云ふとを、うれしく思ひ
ませ、況や養老の年號は、眞實の親孝行より起りたることでありませ、之を取消して
はなりませぬ
元正帝を誤り聞て、源内と申せし杯とありませれども、元正帝は、天子様の尊號
でありませ、いかに、愚人でも、之を誤り聞て、樵夫の名には、致しませまひ、併

し私共も、源内と申すが、眞實の名でありたか、その處は分りませぬ、元正天
皇の時の事を、二百年前の雄略天皇の時の事の様に致したのは、異説と見へませ、
異説はあるものでありませ、肝要は、唯、十訓抄、著聞集、大日本史を確實と定め
て、大日本帝國の美德たる親孝行のとを廢せぬ様に、いしたくありませ、

賛 成 員

岐阜縣美濃國多藝郡三郷村田

中村常三郎

同縣同國同郡同村同

松永眞智

同縣同國同郡同村有尾

栗田秀右衛門

同縣同國同郡同村横屋

寺倉萬吉

岐阜縣美濃國多藝郡下等村

小野文五郎

同縣同國同郡上多度村小倉

福勝寺住職 寺倉 諱 我

同縣同國同郡同村同

日比四郎三郎

同縣同國同郡同村同

日比光四郎

岐阜縣美濃國多藝郡上多度村小倉

安部京平

同縣同國同郡同村同

栗田保

同縣同國同郡同村鷺巢

專明寺住職 野村 諦淵

同縣同國同郡同村同

田中四郎

同縣同國同郡同村同

田中孫三郎

同縣同國同郡同村同

中島定平

同縣同國同郡下多度村津屋

西林坊住職 高木 秋陽

同縣同國同郡同村志津新田

石原團兵衛

岐阜縣美濃國多藝郡下多度村志津新田

三輪曾右衛門

同縣同國同郡日吉村橋爪

村上眞一

同縣同國同郡同村中

高木賢次郎

同縣同國同郡栗笠村

桑原捨吉

同縣同國同郡養老公園

村上雄三

同縣同國同郡白石

田中清三郎

同縣同國同郡養老公園

說教場在勤 小島 德善

同縣同國同郡龍泉寺村

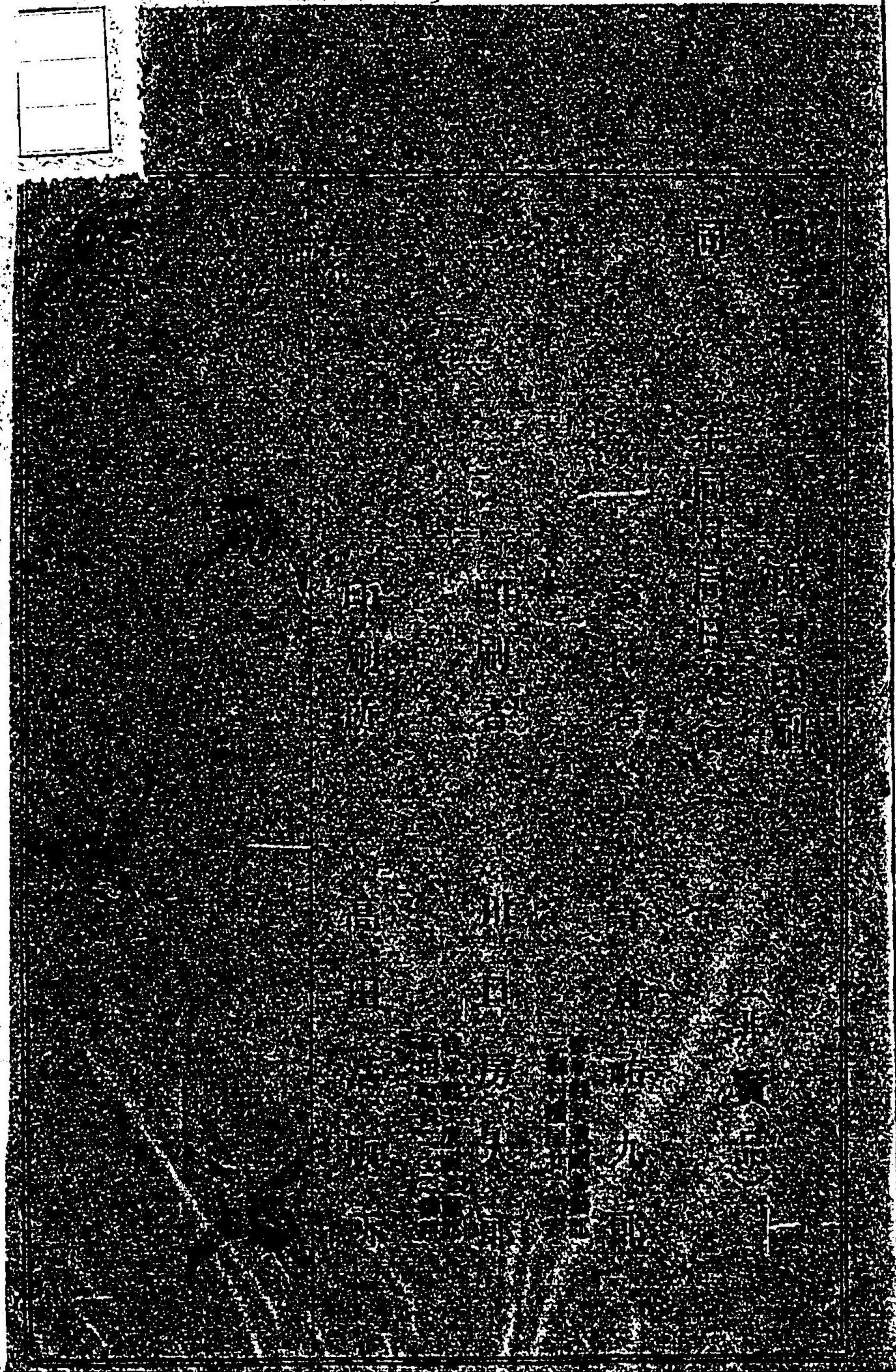
了福寺住職 五峯 賢道

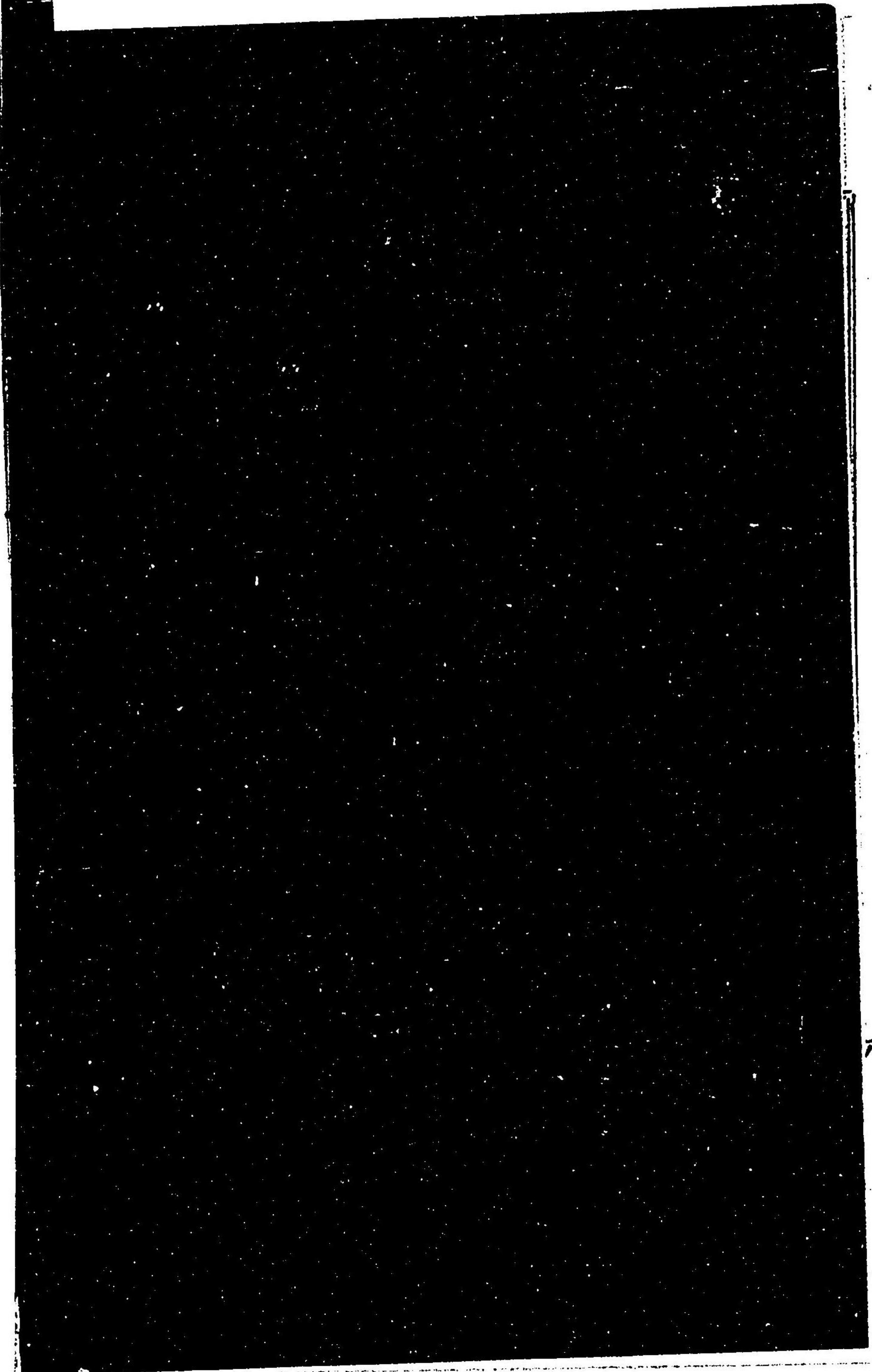
正 誤

●八頁 九行目

遣はしたと云ふことを、うれしく思ひますノ
次へ（親孝行の事ならば、よせでもうれしく
思ひます）ノ二十字ヲ挿入ス

Small rectangular stamp or label in the top-left corner, containing illegible text.





166
730

017481-000-2

特16-513

小栗栖学師演説筆記

小栗栖香頂/述

M27.9

ABF-0248

